

令和5年度 障害福祉サービス事業者等に係る 実地指導等の実施状況等について

富山市指導監査課

富山市の障害福祉サービス事業者等に係る実地指導等の指導周期

- ▶ 社会福祉法人 原則として3年に1回
 - ▶ 障害者支援施設 原則として3年に1回
 - ▶ 障害福祉サービス事業所 原則として5年に1回（社会福祉法人が運営するものは3年に1回）
 - ▶ 障害児通所支援事業所 原則として3年に1回
- ※ 新規事業所は指定から1年を目安に実施します。
- ※ 過去の実地指導等における指導状況によっては、上記の指導周期よりも短い周期で実施することがあります。

令和5年度実地指導等の実施状況

令和6年3月1日現在

区分	計画数	実施数
社会福祉法人	4	2
障害福祉サービス事業所（基準該当含む）	104	85
障害者支援施設	4	8
障害児通所支援事業所	37	15
合計	149	110

令和5年度実施事業：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、療養介護、生活介護、基準該当生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、施設入所支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

サービスの質の確保及び給付の適正化に 向けて特に留意していただきたい事項 (令和5年度実地指導等による主な指摘・指導事項から抜粋)

サービスの質の確保及び給付の適正化のため留意していただきたい事項については、下記通知の別紙「主眼事項及び着眼点等」を活用し確認してください。

- 「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日障発0328第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 「障害者支援施設等に係る指導監査について」（平成19年4月26日障発第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

※この資料において示す事例及び解説は、令和5年度までに
行った実地指導による指摘・指導事項例です。

令和6年度の制度改正・報酬改定の内容を基にした指摘、
指導事項ではありませんので、ご注意ください。

I 人員に関する事項

I 人員に関する事項

▶ 人員配置基準の遵守について（勤務体制の確保）

従業者が必要数確保され、適正に配置されているか、また、加算等の要件を満たしているか確認できるよう、勤務（予定）表は、事業所（施設）ごとに月ごとに作成し、管理者を含めた当該事業に関わる従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、他の職種との兼務関係を明確にしたものとしてください。

※事業によっては、常勤換算方法による従業者の数や前年度の利用者数の平均値等の把握が必要となります。

I 人員に関する事項

▶ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置について

やむを得ない事由によりサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下サービス管理責任者等）が欠如した場合には、必ず市（障害福祉課又はこども健康課）に相談の上、必要な届出を行ってください。経過措置によりサービス管理責任者等とみなされていたものが、定められた期間内に必要な研修を修了できない見込みである場合も同様です。

※富山県ホームページにサービス管理責任者等の要件等が掲載されておりますので、ご確認ください。

〈富山県：サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件について〉

<https://www.pref.toyama.jp/1209/kurashi/kenkou/shougaisha/jigyousha/kj00018527.html>

I 人員に関する事項

▶ 施設外就労を行う場合の人員配置について

(就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型)

事業所本体：施設外就労を行う者を除いた、前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数の職員を配置すること（常勤換算）

施設外就労先：施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数の職員を配置すること（常勤換算）

例：定員20名の事業所において15名事業所内、5名施設外 職員配置基準7.5 : 1
施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数19.5名

⇒事業所内で配置すべき職員数 $19.5 \div 7.5 = 2.6$ 名（常勤換算）

⇒施設外就労先で配置すべき職員数 $5 \div 7.5 = 0.6$ 名（常勤換算）

※ただし、施設外就労利用者に対しては施設内利用者に対する配置基準に即して常時従業者を配置しなければならないため、実際には1名の職員配置が必要。

【重要】

施設外支援及び施設外就労を実施する場合は、事前に必ず「**就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障障発0402001号、改正：令和3年3月30日障障発0330第2号）**」を確認してください。人員配置や個別支援計画等の要件を満たさない場合は、当該利用者の基本報酬を算定できませんので、通知の内容の理解について遺漏のないようご注意ください。

(例)

施設外就労を行う利用者に対して、必要な人数の職員を配置していても、事業所本体において報酬算定上必要とされる人数の職員を配置していない場合は、事業所本体分の報酬は「人員欠如減算」となり、施設外就労に係る「基本報酬」については算定できません。

※富山県の集団指導資料の別冊資料として上記通知が掲載されておりますので、ご確認ください。

Ⅱ 運営に関する事項

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 身体拘束等の廃止について（1 / 2）

事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければいけません。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に（少なくとも1年に1回）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年1回以上）実施するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。

* 身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、上記すべての措置を講じてください。

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 身体拘束等の廃止について（2 / 2）

身体拘束は原則禁止されていますが、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、「切迫性」「非代替性」「一時性」について十分に検討し、記録してください。また、身体的拘束等に関して、その態様及び時間、その際の利用者（又は入所者）の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録してください。

身体拘束等の廃止について（1 / 2）及び（2 / 2）に記載の運営基準を満たしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算が適用されます。

身体拘束廃止未実施減算：事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について1日につき5単位を所定単位数から減算

減算対象となる障害福祉サービス：

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）（基準該当就労継続支援B型を含む）、共同生活援助

減算対象となる障害児支援：

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、共生型障害児通所支援

Ⅲ 報酬に関する事項

Ⅲ 報酬に関する事項

▶ 加算の算定について

加算は、各サービスの基本の報酬算定における運営基準や人員の配置基準よりも厳しい要件を満たした上で、基本となるサービスよりも手厚いサービスを利用者に提供したこと等が評価されて、請求が可能となる報酬です。そのため、各種加算の算定要件を満たしている事実を確認できるように記録を残しておく必要があります。しかしながら、実地指導において、加算の算定要件を満たしていることについて確認できる記録を残していない事例や、加算の算定要件の理解に誤りがあったため要件を満たしていなかった事例が見受けられます。

加算を算定する場合は、加算に関する法令や通知等をよく確認した上で、加算の算定要件を満たしていることが確認できるように記録を残してください。

また、令和6年度報酬改定により要件等が変更され、今までは加算を算定することが可能な状況であっても改正後に加算が算定できなくなったり、減算に当たらなかったものが改正により減算対象となったりすることがあるため、令和6年度報酬改定の内容には特に留意してください。

その他留意事項

その他留意事項

- ▶ 指定基準や報酬請求要件を正しく理解するため、指定基準、解釈通知、報酬告示、留意事項通知、障害福祉サービス等に関するQ & A等を確認してください。

※各出版社から発行されている指定基準等の解釈に関する書籍や、WAMNET内に障害福祉 サービス等に関するQ & Aの検索システムがありますので、活用してください。なお、令和6年度は制度改正・報酬改定の年度であるため、厚生労働省ホームページに掲載の厚生労働省・こども家庭庁「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」を参照するなどし、適正な事業運営に努めてください。

〈厚生労働省：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について〉

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

- ▶ 実地指導の流れや留意事項等は富山県に準ずるため、富山県の集団指導資料を精読してください。
- ▶ これまでの実地指導における主な指摘・指導事項及び留意事項については、令和6年4月末を目途に富山市ホームページに掲載予定ですので、ご確認ください。